

F No. 4 ・ 1 ・ 8 （丁）  
平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

介護保険指定サービス事業所等 様

秦野市長 古 谷 義 幸  
(公印・契印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う契約書の変更等について（通知）

師走の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本市の介護保険行政につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始するに当たり、平成 28 年 12 月 18 日に事業者説明会を開催しました。その際使用した資料 P10「(6) 利用者との契約」は、現行相当サービスに限定した表現となっておりますが、今後、多様なサービスの導入も考えられますので、次のとおり訂正いたします。

○推奨

介護予防訪問介護 → 「介護保険法に規定する第 1 号訪問事業」

介護予防通所介護 → 「介護保険法に規定する第 1 号通所事業」

また、総合事業の実施に伴う定款変更は、すべての法人にあてはまるわけではありません。御不明な点がある場合は、個別に御相談いただきますようお願いいたします。

また、みなし事業者については、上記変更にかかる県への届出は不要です。

○説明会資料 P10「(6) 利用者との契約」（訂正版） 別紙のとおり

事務担当は、高齢介護課在宅高齢者支援担当です。  
電話：8 2 - 7 3 9 4      ファクス：8 4 - 0 1 3 7  
E m a i l : kourei@city.hadano.kanagawa.jp

【H27. 12. 18 事業者説明会資料の訂正／資料 P10】

(6) 利用者との契約

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、総合事業への移行に伴い、利用者との契約書を変更する必要があります。

変更前		変更後
介護予防訪問介護	⇒	<b>介護保険法に規定する第1号訪問事業</b>
介護予防通所介護	⇒	<b>介護保険法に規定する第1号通所事業</b>

※契約書の変更について

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A【9月30日版】」第4サービスの利用の流れ 問6（抜粋）

2 サービス提供者と利用者の間については、利用者に丁寧に説明をした上で、利用を開始いただくことが重要である（中略）。

- ・ 総合事業の指定事業者によるサービスを利用する場合には、現在の介護給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供が開始されることになる。

ア 契約書の変更方法

**契約書は、総合事業用に作成してください。**

イ 契約書の変更時期

総合事業は平成28年1月から開始となりますが、1月以降に介護認定の更新をした方から順次移行となりますので、1月時点で要支援者全員の変更契約の必要はありません。

ウ 契約書の変更に係る猶予期間

契約書の変更は、平成28年1月から総合事業に移行される方につきましては、契約日を平成28年1月1日とし、1月中をめぐりに契約をお願いします。